

IT 機器を用いた（総合コミュニケーション）医療連携研究会会則

Total communication and Medical Network using Information Technology in Hokkaido

（名称及び事務局）

第 1 条

本会は「IT 機器を用いた（総合コミュニケーション）医療連携研究会」（通称：TMNIT）と称し、事務局を医療法人溪仁会手稲溪仁会病院 経営管理部 渉外課に置く。

（目的及び事業）

第 2 条

本会は地域医療連携システムを参加施設間で結び、インターネット回線で診療情報を共有し同システムを利用することにより、複数の医療施設間の医療連携を緊密に行うことを目的とする。

第 3 条

本会は第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

2. 良質の医療、患者の満足度達成のための診療情報の共有化を推進する事業
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（会 員）

第 4 条

本会の会員は手稲溪仁会病院との間で地域医療連携システムを導入している医療施設とし、本会の目的に賛同する医療機関等とする。

（入退会）

第 5 条

本会への入会は所定の利用申請書を提出し、会長の承認を得ることとする。

2. 退会は、所定の退会届にその理由を記し、本会に提出するものとする。

（除 名）

第 6 条

会員が本会の目的に反する行為をし、本会の名誉を傷つけたときは、幹事会に出席した会員の 3 分の 2 以上の議決によりその会員を除名することができる。

（会の運営）

第 7 条

本会の運営は幹事会が行う。幹事会は各施設の医師、事務局で構成する。

2. 幹事会には、次の役員を置く。

- ①会長 1 名
- ②副会長 2 名
- ③幹事 若干名
- ④会計 1 名

3. 幹事会は、年 1 回の定例会議及び会長が必要と認めるとき召集し、会長がその議長となる。

(役員の職務)

第 8 条

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務を遂行する上で支障が生じた場合、その職務を代理又は代行する。

3. 他の役員は、会長の定めるところにより会務を分担する。

(役員の任期)

第 9 条

役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員は、任期満了の後においても、後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

3. 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局運営会議)

第 10 条

幹事の所属する医療機関から事務局員を選出し、次の役職を置く。

- ①事務局長 1 名
- ②事務局次長 2 名
- ③会計 2 名
- ④会計監査 1 名
- ⑤監査 2 名
- ⑥広報 2 名
- ⑦相談役 1 名 (幹事会役員兼任)

2. 事務局運営会議で検討した議題等を幹事会に上申する。

(その他)

第 11 条

この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

2. 本会則は幹事会において改訂することができる。

付 則

この会則は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

改訂年月日	改訂・追加箇所	理 由
平成 24 年 10 月 1 日	第 1 条	事務局の変更
平成 28 年 4 月 1 日	第 1 条	事務局の変更
平成 30 年 4 月 3 日	第 7 条、第 10 条、 第 11 条	第 10 条に新規条文の追加と第 7 条地域医療連携担当者等の名称変更、第 10 条を第 11 条に変更